

Ⅲ 用語の解説

用語の解説

| | |
|----------------|--|
| 海面漁業 | 海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖および中海を含む。）において営む水産動植物の採捕または養殖の事業をいう。 |
| 過去1年間 漁業経営体 | 平成29年11月1日から平成30年10月31日の期間 過去1年間に利潤または生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕または養殖の事業を行った世帯または事業所をいう。 ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。 |
| 経営組織 | 漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。 |
| 個人経営体 | 個人で漁業を営んだものをいう。 |
| 団体経営体 | 個人経営体以外の漁業経営体をいう。 |
| 会社 | 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社および合同会社をいう。なお、特例有限会社は株式会社に含む。 |
| 漁業協同組合 | 水協法に基づき設立された漁業協同組合（以下「漁協」という。）および漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）をいう。 なお、内水面組合（水協法第18条第2項に規定する内水面組合をいう。）は除く。 |
| 漁業生産組合 共同経営 | 水協法第2条に規定する漁業生産組合をいう。 二つ以上の漁業経営体（個人または法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本または現物を出資しているものをいう。これに該当する漁業経営体の調査は、代表者に対してのみ実施した。 |
| その他 | 都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。 |
| 経営体階層 | 漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」および「過去1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。 ア 初めに、過去1年間に主として営んだ漁業種類（販売金額1位の漁業種類）が、大型定置網、さけ定置網、小型定置網および海面養殖に該当したものを当該階層に区分。 イ アに該当しない経営体について、過去1年間に使用した漁船の種類および動力漁船の合計トン数（動力漁船の合計トン数には、遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等のトン数は含まない。）により区分（使用漁船の種類および使用動力漁船の合計トン数により、漁船非使用、 |

| | |
|-------------------|--|
| | 無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船1トン未満から動力漁船3,000トン以上の階層までの16経営体階層に区分。) |
| 漁業層 | 以下の各層をいう。 |
| 沿岸漁業層 | 漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網および海面養殖の各階層を合わせたものをいう。 |
| 海面養殖層 | 海面養殖の階層をいう。 |
| 中小漁業層 | 動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を合わせたものをいう。 |
| 大規模漁業層 | 動力漁船1,000トン以上の各階層を合わせたものをいう。 |
| 漁業種類 | 漁業経営体が営んだ漁業種類（54種類）をいう。 |
| 営んだ漁業種類 | 漁業経営体が過去1年間に営んだ全ての漁業種類をいう。 |
| 漁獲物・収穫物の販売金額 | 過去1年間に漁獲物・海面養殖の収穫物を販売した金額（消費税を含む。）をいう。 なお、平均販売金額は、各販売金額規模階層の中位数に、それぞれの漁業経営体数を乗じ（10億円以上の階層は当該階層の漁業経営体の実績を積み上げ）、全階層の合計を漁業経営体数で除して算出したものである。 |
| 出荷先 | 過去1年間に漁獲物・収穫物を漁業経営体が直接出荷した相手先をいう。 |
| 漁業協同組合の市場または荷さばき所 | 漁協が開設している卸売市場または漁協の荷さばき所へ出荷している場合をいう。 |
| 漁業協同組合以外の卸売市場 | 漁協以外が開設している卸売市場（中央卸売市場を含む。）へ出荷している場合をいう。 |
| 流通業者・加工業者 | 卸売問屋等流通業者、加工業者等へ出荷している場合をいう。 |
| 小売業者・生協 | スーパー（量販店を含む。）、鮮魚商および生協等へ出荷している場合をいう。 |
| 外食産業 | レストラン等の外食産業へ出荷している場合をいう。 |
| 消費者に直接販売 | 消費者に直接販売している場合をいう。 |
| 自営の水産物直売所 | 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく魚介類販売業の許可を得て、自らが運営する直売所で販売している場合をいう。 |
| その他の水産物直売所 | 共同で運営している直売所または他者が運営する直売所で販売している場合をいう。 |
| 他の方法 | 移動販売（行商）等のほか、インターネットや電話等により消費者から直接受注し、販売している場合をいう。 |
| その他 | 上記以外のものをいう。 |

| | |
|--------------|--|
| 漁業従事世帯員 | 個人経営体の世帯員のうち過去1年間に漁業を行った人をいう。なお、共同経営の構成員や他の漁業経営体の雇用者として漁業に従事した場合も含む。 |
| 漁業従事役員 | 団体経営体における責任のある者をいい、経営主、役員、支配人およびその代理を委任された者である。なお、役員会に出席するだけの者や役職に就いていても役員等でない場合は責任のある者に含めない。 |
| 責任のある者 | 個人経営体における経営主および経営方針の決定に関わっている世帯員ならびに団体経営体における経営主、役員、支配人およびその代理を委任された者をいう。 なお、団体経営体において、役員会に出席するだけの者や役職に就いていても役員等でない場合は責任のある者に含めない。 |
| 漁業就業者 | 満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。 |
| 個人経営体の自家漁業のみ | 漁業就業者のうち、個人経営体の自家漁業のみに従事し、共同経営の漁業および雇われての漁業には従事していない者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。 |
| 漁業従事役員 | 前述のとおり。 |
| 漁業雇われ | 漁業就業者のうち、上記以外の者をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。 |
| 新規就業者 | 過去1年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した者で、①新たに漁業を始めた者、②他の仕事が主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。 なお、個人経営体の自家漁業のみに従事した者については、前述のうち海上作業に30日以上従事した者を新規就業者とした。 |
| 海上作業従事者 | 満15歳以上で、11月1日現在で海上作業に従事した者をいう。 |
| 漁船 | 過去1年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかには付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。 ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。 なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在保有しているものに限定している（重複計上を回避するため。）。 |

| | |
|-----------------|--|
| 無動力漁船 船外機付漁船 | <p>推進機関を付けない漁船をいう。</p> <p>無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に1台の船外機を交互に付けて使用する場合には、そのうち1隻を船外機付漁船、ほかは無動力漁船とした。</p> |
| 動力漁船 | <p>推進機関を船体に固定した漁船をいう。なお、船内外機船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船とした。</p> |
| 漁業の海上作業 | <p>ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労（漁場での水産動植物の採捕に係る作業）、船上加工等の海上における全ての作業をいう（運搬船など、漁労に関して必要な船の全ての乗組員の作業も含める。したがって、漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者となる。）。</p> <p>イ 定置網漁業では、網の張り立て（網を設置することをいう。）、取替え、漁船の航行、漁労等海上における全ての作業および陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見張ること。）をいう。</p> <p>ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上における全ての作業および陸上の引き子の作業をいう。</p> <p>エ 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せた海藻を拾うことも含める。）等をする作業をいう（潜水も含む。）。</p> <p>オ 養殖業では、次の作業をいう。</p> <p>(ア) 海上養殖施設での養殖</p> <ul style="list-style-type: none"> a 漁船を使用しての養殖施設までの往復 b いかだや網等の養殖施設の張立ておよび取り外し c 採苗(さいびょう)、給餌作業、養殖施設の見回り、収獲物の取り上げ等の海上において行う全ての作業 <p>(イ) 陸上養殖施設での養殖</p> <ul style="list-style-type: none"> a 採苗、飼育に関わる養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）での全ての作業 b 養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）の掃除 c 池および水槽の見回り d 給餌作業（ただし、餌料配合作業（餌作り）は陸上作業とする。） e 収獲物の取り上げ作業 |
| 個人経営体の専業分類 | |
| 専業 | <p>個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業からのみの場合をいう。</p> |
| 第1種兼業 | <p>個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事から</p> |

| | |
|----------|--|
| | もあり、かつ、自家漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。 |
| 第2種兼業 | 個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。 |
| 兼業の種類 | |
| 水産物の加工 | 水産物を主たる原料とする加工製造業をいい、自家生産物以外の水産物を購入して加工製造するものおよび原料が自家生産物の場合でも、同一構内（屋敷内）に工場、作業場と認められるものがあり、その製造活動に専従の常時従業者（家族も含む。）を使用し、加工製造するものをいう。なお、藻類の素干し品のみを製造する場合は、水産加工業に含めない。 |
| 漁家民宿 | 旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく旅館業の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した水産動植物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいう。 |
| 漁家レストラン | 食品衛生法に基づく飲食店営業または喫茶店営業の許可を得て、不特定の者に自ら生産した水産動植物を、その使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。 |
| 遊漁船業 | 遊漁者から料金を徴収して、漁船、遊漁船等を使用して、遊漁者を漁場に案内し、釣りなどの方法により魚類その他の水産動植物を採捕させること（船釣り、瀬渡し等）をいう。なお、遊漁者を他の業者に斡旋する業務は遊漁船業に含めない。 |
| 農業 | 販売することを目的に農業を行っている場合をいう。 |
| 小売業 | 自ら生産した水産動植物またはそれを使用した加工品を小売りする事業をいう。なお、インターネットや行商など店舗を持たない場合も含める。 |
| その他 | 上記以外のものをいう。 |
| 基幹的漁業従事者 | 個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自家漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。 |
| 世代構成別 | |
| 一世代個人経営 | 漁業を行った世帯員が「経営主のみ」、「経営主と配偶者のみ」および「経営主の兄弟姉妹のみ」の世帯員構成で行う経営をいう。 |
| 二世代個人経営 | 一世代個人経営に「子」、「父母」、「祖父母」および「孫」のうちいずれかを加えた世帯員構成で行う経営をいう。 |
| 三世代等個人経営 | 一世代個人経営および二世代個人経営以外の世帯員構成で行う経営をいう。 |
| 自家漁業の後継者 | 満15歳以上で過去1年間に漁業に従事した者のうち、将来、自家漁業の経営主になる予定の者をいう |